B
 1
 1
 1

 3
 年 保 存 (常)

 (令和6年12月31日まで)

 F N . B 1 - 9 - 0

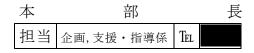
 鹿 生 企 第 9 9 号

 鹿 情 第 1 4 号

 鹿 地 第 7 7 号

 令 和 3 年 3 月 1 9 日

各所属長 殿



生活安全関係許可等事務におけるリモートでの業務支援制度について (通達)

生活安全部門が取り扱う許可等事務については、下記のとおり本年4月1日から リモートでの業務支援制度を開始することとしたので、効果的な運用を図られたい。 なお、本通達は令和3年4月1日より施行する。

記

1 目的

許可等事務は専門的な法令解釈を伴うこともあることから,これまで許可等事務担当職員のみが対応してきたところ,コロナ禍においては,隔離等により当該職員が不在となる場合も想定される。

よって,許可等事務担当職員以外の他の職員(警察官,一般職員を問わない。 以下「他の職員」という。)でも許可等事務を行うことができるよう,生活安全部 生活安全企画課生活安全許可センター(以下「許可センター」という。)が遠隔支 援することを目的として,リモートでの業務支援制度を運用するものである。

2 運用基準

リモートでの業務支援制度は、次に掲げる場合に運用する。

- (1) 許可等事務担当職員が,新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種感染症等の感染により不在となった際,他の職員が許可等事務を行う場合
- (2) その他、やむを得ない事情により、他の職員が許可等事務を行う場合

3 運用要領

(1) 許可センターとの連携

他の職員は、リモートでの業務支援制度を利用する場合、許可センターへ連

絡し必要な指示を受けること。

(2) 遠隔支援の実施

許可センターは、ウェブカメラ等による映像伝送を活用して、他の職員による許可等事務を遠隔支援すること。